



**募集** ▶▶▶ Recruitment

**初心者の方大歓迎！  
やさしいヨガ教室**

【日時】4月19日 日・20日 日 ▶ 受付  
10:00～ ▶ 講習 10:30～11:30  
【場所】角館交流センター 第3研修室  
【講師】草薙千里氏（全米ヨガアライアンス RYT200保持）  
【参加対象】成人女性の方 15人限定  
【参加料】1回1,000円  
【持ち物】ヨガマット（バスタオル可）、飲み物など  
【申込期限】4月12日 日 14:00  
【申込・問合せ】仙北市スポーツ協会 小玉 ☎42-8690

**募集** ▶▶▶ Recruitment

**新潮社記念文学館 朗読ボランティア  
ア「やさいの花」主催  
朗読学習会のお知らせ**

この機会に美しい日本語を話す学習をしてみませんか？ぜひご参加ください。  
※定員 20人（先着順）  
【日時】4月～11月の第3木曜日・10:00～12:00または13:00～15:00  
※8月のみ第4木曜日  
【場所】仙北市総合情報センター 2階 相談室（仙北市角館町田町上丁23）  
【講師】塩田睦子氏（元 ABS アナウンサー・NPO 日本朗読協会会員）  
【対象】原則全8回の講習を継続して受講できる方  
【受講料】1回につき1,200円（テキスト代含む）  
【問合せ】富岡 ☎090-6222-4261

**募集** ▶▶▶ Recruitment

**憲法週間行事「法曹関係  
機関の業務を知ろう！」**

裁判所、検察庁、法務局、法テラスなどの役割や業務の説明、裁判所の法廷施設を見学していただきます。（裁判傍聴ではありません）  
【日時】5月8日 日 13:30～15:30  
【場所】秋田地方・家庭裁判所  
【定員】30人（予約制、先着順）  
【申込期間】4月15日 日～19日 日 8:30～17:00  
【申込・問合せ】秋田地方・家庭裁判所 総務課庶務係 ☎018-803-0181

**セミナー・教室** ▶▶▶ Seminar&Lesson

**令和6年度 秋田県点字図書館 点訳・音訳奉仕員養成講座**

秋田県点字図書館では、視覚に障がいのある方への情報提供を目的に、点字図書・録音図書の製作、郵送による貸出など各種サービスの充実に務めています。  
点訳とは活字を点字に、音訳とは活字を音声に変えて視覚に障がいのある方に情報を伝える作業です。  
当館で図書製作活動をしていただく点訳・音訳ボランティアの方を養成する「点訳・音訳奉仕員養成講座」を開講します。活動に参加していただける方をお待ちしています。  
【事前説明会】5月8日 日 10:00～11:45（受付期間：4月1日 日～5月7日 日）  
※電話、メールでお申し込みください。  
【講座期間】6月5日 日～11月28日 日  
▶点訳奉仕員：毎週水曜日（全24回予定）▶音訳奉仕員：毎週木曜日（全23回予定）  
【時間】いずれも10:00～12:00  
【場所】秋田県点字図書館（秋田市土崎港南3丁目2-58）  
【定員】▶事前説明会の定員はありません。▶点訳・音訳奉仕員養成講座：各10人程度  
※事前説明会終了後、養成講座の申し込みを受付します。  
【受講料】無料（ただし、テキスト代などは実費）  
【その他】詳しくは、下記までお問い合わせください。  
【申込・問合せ】秋田県点字図書館 ☎018-845-0031 E-mail tenji@fukinoto.or.jp

**募集** ▶▶▶ Recruitment

**令和6年度自衛官等募集採用試験**

令和6年度一般曹候補生と自衛官候補生を募集します。

募集種別	募集期間	試験期日	試験場
一般曹候補生	5月7日 日 まで	5月18日 日、5月20日 日、5月21日 日 のいずれか1日	5月18日 日 東北森林管理局 5月20日 日 秋田駐屯地 5月21日 日 秋田駐屯地
自衛官候補生	年間を通じて募集	受付時に通知する期日	陸上自衛隊秋田駐屯地 (秋田市寺内字将軍野1番地)

【問合せ】自衛隊秋田地方協力本部 大仙地域事務所 ☎0187-63-1313

**募集** ▶▶▶ Recruitment

**第22回秋田県障害者スポーツ大会**

期日	競技	会場
8月24日 日	ボッチャ	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館 秋田県社会福祉会館 展示ホール
9月14日 日	アーチェリー	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター グラウンド
	サウンドテーブルテニス	秋田県心身障害者総合福祉センター 体育館
9月21日 日	ポウリング	ロックンボウル
	一般卓球	秋田テルサ 体育館
9月23日 日・祝	バレーボール(精神障がい)	秋田県立体育館
	陸上競技	ソユースタジアム
9月28日 日	フライングディスク	秋田県スポーツ PLUS・ASP スタジアム
	水泳	秋田県立総合プール サブプール

【申込期間】4月15日 日～5月10日 日 身体・知的障がい者→仙北市社会福祉課  
精神障がい者→仙北地域振興局福祉環境部  
【問合せ】一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会 ☎018-864-2750

**セミナー・教室** ▶▶▶ Seminar&Lesson

**秋田職業能力開発促進センター  
公共職業訓練**

【訓練期間】6月4日 日～11月29日 日  
【訓練科・定員】▶CAD・NC 技術科・15人 ▶住宅リフォームデザイン科・15人  
【訓練時間】9:30～15:40  
【場所】ポリテクセンター秋田（潟上市）  
【募集期限】4月25日 日  
【受講料】無料（テキスト代など自己負担）  
【応募資格】ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方  
【問合せ】秋田職業能力開発促進センター（ポリテクセンター秋田）訓練課 受講生支援室 ☎018-873-3178  
※毎週木曜日に施設見学会を行っています。（雇用保険受給中の方は就職活動として認められます）

**セミナー・教室** ▶▶▶ Seminar&Lesson

**職長・安全衛生責任者  
能力向上教育講習会**

【日時】6月20日 日 9:00～16:00  
【場所】大曲地域職業訓練センター（大崎市大曲町3-1）  
【対象者】職長・安全衛生責任者を受講後、おおむね5年以上経過している方  
【定員】30人  
【受講料】10,000円  
【申込期限】5月14日 日（定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ります）  
【申込方法】電話でお申し込みください。後日、受講案内と申込書を郵送します。

**教育講習会**

【日時】7月8日 日～9日 日 8:30～17:00  
【場所】大曲地域職業訓練センター（大崎市大曲町3-1）  
【対象者】職建設業関係者で労働者を直接指導または監督する立場の方  
【定員】20人  
【受講料】12,000円（テキスト代含む）  
【申込期限】5月31日 日（定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ります）  
【申込方法】上記講習会に同じ  
【申込・問合せ】大曲地域職業訓練センター ☎0187-62-1726

**相談** ▶▶▶ Consultation

**無料法律相談**

市では、法律問題でお困りの方が、お気軽に法律の専門家（＝弁護士）に相談できるように、秋田弁護士会のご協力をいただき、次のとおり無料法律相談を開催します。  
【日時】4月24日 日 13:30～  
【場所】角館交流センター 第2研修室  
【相談員】久島憲晴弁護士  
【相談内容】▶一般法律相談 ▶サラ金・クレジットなど多重債務のご相談 ▶中小企業・個人事業に関するご相談 ▶高齢者・障がい者に関するご相談 ▶交通事故に関するご相談 ▶子どもに関するご相談  
【申込方法】総務課総務係に電話で予約してください。  
【予約受付時間】平日 9:00～17:00  
【相談時間等】1日先着4人。1人30分以内。  
①13:30～14:00 ②14:05～14:35 ③14:40～15:10 ④15:15～15:45  
【その他】相談がスムーズに進むよう、あらかじめ話の内容をまとめてきてください。相談に必要と思われる資料がありましたらお持ちください。  
【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

**相談** ▶▶▶ Consultation

**秋田働き方改革推進支援センター  
無料相談のお知らせ**

労務管理などでお悩みのことはありませんか。当センターでは、社会保険労務士が無料で電話・メールでの相談、個別訪問支援などニーズに合わせた支援を実施しており、人事、労務、助成金などについて、お悩み解決のお手伝いをします。  
【相談受付時間】平日 9:00～17:00  
【相談窓口】秋田働き方改革推進支援センター ☎0120-695-783 または ☎018-865-5335

**お知らせ** ▶▶▶ Information

**善意ありがとうございます**

【仙北市社会福祉協議会へ寄付】  
2月受付分 敬称略  
◆ 藤峰成利（小館）  
◆ 米澤浩美（小勝田下川原）  
◆ 佐藤文博（上荒井字寺村）  
◆ 株式会社ダイナム 中仙店

**相談** ▶▶▶ Consultation

**行政に関する相談ごとは  
行政相談委員に**

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。仙北市の行政相談委員は次の2人の方で、自宅で相談を受け付けているほか、定例相談所を開設しています。  
【行政相談委員】▶羽川茂幸 ☎42-2385  
田沢湖田沢字沼田102-1 ▶大葉進 ☎53-2690 角館町七日町34  
【4月相談所開設日・場所】▶18日 日・角館交流センター ▶24日 日・田沢湖総合開発センター  
【時間】13:00～15:00  
【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

**相談** ▶▶▶ Consultation

**仙北市社会福祉協議会  
4月の心配ごと相談日**

事前予約制で相談援助活動として心配ごと相談を行っています。相談日3日前まで予約のご連絡ください。  
【日時・場所】▶10日 日 13:00～15:00・田沢湖福祉医療センター ▶11日 日 13:00～15:00・仙北市社会福祉協議会角館支所 ▶15日 日 10:00～12:00・仙北市社会福祉協議会西木支所 ▶17日 日 13:00～15:00・田沢湖総合開発センター  
【申込・問合せ】仙北市社会福祉協議会 ▶角館支所 ☎52-1624 ▶田沢湖支所 ☎43-1368 ▶西木支所 ☎48-2940

**相談** ▶▶▶ Consultation

**令和6年第4回 お薬相談会**

今、服用している薬のこと、ご家族が服用している薬のことなど、お薬の相談会を行います。家に残っている薬の整理（持参した場合）や家庭用医薬品などお薬のことなら何でも相談にのります。お気軽にご相談ください。  
【日時】4月30日 日 15:00～16:30  
【場所・問合せ】クオール薬局田沢湖店 ☎43-9189



お知らせ

Information

### 5月10日から新しい「大曲仙北広域市町村圏組合 南部斎場」の利用が始まります



建物・設備の著しい老朽化のため建替え工事を行っていた大曲仙北広域市町村圏組合が運営する南部斎場（美郷町六郷）の新施設が完成し、5月10日から利用を開始します。隣接地では、9月30日までの工期で旧火葬棟の解体工事と外構工事を行っていますので、引き続き工事へのご理解とご協力をお願いします。  
**【施設住所】** 美郷町六郷字小安門1番地の1（旧斎場と同一敷地内）  
**【一般公開】** 5月2日 10:00～15:00 事前の申し込みは不要です。見学希望の方は、直接現地へお越しください。  
**【料金改定】** 新南部斎場を利用する分から13歳以上1体につき、利用料13,000円を16,000円に改定しますので、ご理解をお願いします。  
**【問合せ】** 大曲仙北広域市町村圏組合事務局 ☎0187-62-5187

お知らせ

Information

### あきた省エネ家電購入応援キャンペーン

県では、省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）の購入を応援します。参加店舗で対象製品を購入し、設置した世帯に1台あたり最大2万円相当の商品券やキャッシュレスポイントをプレゼントします。詳しくは、キャンペーン特設サイト  (https://akita-shoene.jp/) でご確認ください。  
**【受付期限】** 12月27日 15時  
 ※予算がなくなり次第、終了  
**【問合せ】** あきた省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 ☎018-803-6863

お知らせ

Information

### 介護保険事務所からのお知らせ 令和6年度から令和8年度の介護保険料について

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込額などに基づき、65歳以上（第1号被保険者）の方が負担する介護保険料を決めることになっています。令和6年度から令和8年度までの保険料基準額は、令和5年度と同額の月額6,700円です。  
 なお、令和6年度の年間保険料は、7月中旬に送付する決定通知書によりお知らせします。

保険料基準額（月額）  
**6,700円**

【令和3年度～5年度の保険料額からの変更点】

令和6年度介護保険制度改正により国の基準が9段階から13段階に改められたことに伴い、第9段階を細分化して13段階へと変更し、高所得者の乗率を引き上げています。また、低所得者については、保険料率を第1段階は0.3から0.285に、第3段階は0.7から0.685にそれぞれ軽減しています。

【特別徴収（年金からの差し引き）について】

昨年度から引き続き特別徴収されている方は、4月分と6月分の介護保険料が2月分の介護保険料と同額となるため、4月の通知書を送付しません。ただし、4月から初めて特別徴収が開始される方には通知書を送付しています。  
 8月以降の介護保険料については、前年の所得が確定し年間の介護保険料が決定する7月中旬頃に通知書を送付します。  
**【問合せ】** 介護保険事務所保険給付班 ☎0187-86-3911

介護保険料は介護を社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

表【第1号被保険者の介護保険料】

段階	区分（令和6年度の住民税課税状況など）		保険料（年額）	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方	22,914円	基準額×0.285
第2段階		本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方	30,150円	基準額×0.375
第3段階		本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が120万円を超える方	55,074円	基準額×0.685
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方	70,350円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円を超える方	80,400円	基準額
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	96,480円	基準額×1.2
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	120,600円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方	136,680円	基準額×1.7
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方	152,760円	基準額×1.9
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方	168,840円	基準額×2.1
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	184,920円	基準額×2.3
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	192,960円	基準額×2.4

お知らせ

Information

### 令和6年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和6年度から保険料率に変更されます。また、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。  
 令和6年度の保険料額は、例年と同様に7月中旬頃に通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

年間保険料額 ※100円未満 切り捨て	=	均等割額 (被保険者全員が 等しく負担)	+	所得割額 (被保険者本人の 所得に応じて負担)
---------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------

保険料率が変わります

令和5年度		令和6年度	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割額	8.27%	所得割額	9.02%※1
賦課限度額	66万円	賦課限度額	80万円※2

- ※1 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の所得割率は8.35%が適用されます。
- ※2 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、次の方に係る賦課限度額は73万円が適用されます。  
 ▶昭和24年3月31日以前に生まれた方（=令和6年3月31日までに75歳となった方）  
 ▶令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方。ただし、令和6年度中に75歳となった後、認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった方は除きます。

均等割額軽減措置が変わります

世帯の総所得金額等の基準 (※世帯=世帯主+世帯の被保険者全員)	軽減割合	令和5年度 均等割額	令和6年度 均等割額
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得等の数-1)×10万円を超えない世帯	7割	13,293円	13,578円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得等の数-1)×10万円+29万5千円×世帯の被保険者数を超えない世帯	5割	22,155円	22,630円
基礎控除額(43万円)+(給与・年金所得等の数-1)×10万円+54万5千円×世帯の被保険者数を超えない世帯	2割	35,448円	36,208円
後期高齢者医療制度加入前に職場の社会保険等の被扶養者であった方で、上記計算で2割・5割軽減以外の方(制度加入後2年間適用)	5割	22,155円	22,630円

- ※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。  
 ▶給与の総収入が55万円超の場合  
 ▶公的年金等の総収入が125万円超の場合（65歳未満の方は60万円超）

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。  
 なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、下記までお問い合わせください。  
**【問合せ】** 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155



↑詳しくは、こちらから。

募集 Recruitment

### 秋田県要約筆記者養成講座のお知らせ

聴覚障がい者についての理解と知識を深め、情報保障の充実と多様なニーズに対応できる要約筆記者を養成することを目的に、次のとおり講座を開催します。  
**【期間】** 5月18日 10:00～10月26日 10:00まで 毎週土曜日、全23回（8月10日除く）  
**【時間】** 12:30～16:30（変更となる場合があります）  
 ※5月18日は、12:15～開講式  
**【場所】** 秋田県社会福祉会館 9階 第3会議室（秋田市旭北栄町1-5）ほか  
**【受講条件】** ▶秋田県内在住の方 ▶講座修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、要約筆記者として登録し活動する意志のある方  
**【定員】** 8人  
**【受講料】** 無料（ただし、テキスト代は自己負担とします）  
**【申込期限】** 4月22日 10:00  
**【申込・問合せ】** 秋田県聴覚障害者支援センター ☎018-874-8113

募集 Recruitment

### 秋田県盲ろう者向け通訳・介助員養成講座のお知らせ

**【期間】** 5月21日 10:00～7月30日 10:00 毎週 火曜日、全9回（42時間）  
 ※7月18日のみ木曜日  
 ▶5月21日、6月4日、18日、7月2日、9日、18日（10:00～16:00）  
 ▶5月28日（13:00～16:00）  
 ▶6月11日、7月30日（10:00～15:00）  
**【場所】** 遊学舎 会議室（秋田市上北手荒巻字堺切24-2）  
**【受講条件】** 秋田県内在住で盲ろう者福祉に理解と熱意があり、講座修了後、通訳・介助員として活動できる方  
**【定員】** 10人程度  
**【受講料】** 無料（ただし、テキスト代2,540円、外出介助実習時の昼食代は実費負担）  
**【申込期限】** 4月22日 10:00  
**【申込・問合せ】** 秋田県聴覚障害者支援センター ☎018-874-8113

コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ

コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ



イベント

Events

樺細工で生まれ変わった 奇跡のピアノコンサート vol.12

神代小学校改築の際、廃棄される予定だったピアノで演奏されます。美しい樺細工と音色をお楽しみください。

【4月13日 日】トリオドルチェ 北嶋奏子(ヴァイオリン)・吉田妃呂子(フルート)・佐々木久美子(ピアノ)《歌劇「フィガロの結婚」より序曲(W.A.モーツァルト)ほか》

【4月14日 日】櫻庭優佳(ソプラノ)・東海林美代子(野原(シューベルト)ほか)

【4月20日 日】大山英子(ピアノ)《平均律クラヴィア曲集より「第I巻23番」(バッハ)ほか》

【4月21日 日】斎藤洋(ピアノ)《左手のためのエチュード作品36(ブルームフェルト)ほか》

【4月26日 金】前田英樹(ピアノ)《ソナタ第13番K.333(モーツァルト)ほか》

【4月27日 土】藤原滋(ファゴット・ピアノ)・藤原ケイ子(チェロ・ピアノ)《誰かが私をみつめて(ガーシュイン)ほか》

【4月29日 月・祝】大曲高等学校合唱部《世界に一つだけの花(槇原敬之/詞・曲)ほか》

【時間】各日とも13:30~14:10(1回公演) 【場所】角館町平福記念美術館

【入場料】無料 ▶ピアノのメンテナンスのため募金箱を設置しています。ご協力いただきましたら幸いです。▶館内の展示をご覧ください場合は観覧料が必要です。▶駐車場は美術館向かい大駐車場(有料・1日500円)をご利用ください。

【問合せ】Otoを楽しむ会~古きピアノに樺のアート・プロジェクト~ ▶安藤 ☎090-2989-2918 ▶倉持 ☎090-5233-6127



お知らせ

Information

広報担当からのお知らせ

広報せんぼくは、5月号から表紙をフルカラー、記事のページを2色印刷で発行を予定しています。引き続き、読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めていきます。なお、発行回数に変更はありません。

【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

お知らせ

Information

林業退職金共済制度(林退共)のご案内

事業主が従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払う退職金制度です。

【特徴】▶掛金は税法上、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

▶掛金の一部を国が免除します。▶雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【事業主の皆さまへ】共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

【労働者の皆さまへ】以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性がありますので、お問い合わせください。

【問合せ】独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 事業管理課 ☎03-6731-2889

イベント

Events

八乙女 YOSAKOI 祭

県内外からよさこいチームが集い、熱く激しく大迫力のステージを繰り広げます。キレイのある演舞と大旗の共演が見どころです。圧巻のパフォーマンスをお楽しみください!

【日時】4月20日 11:15~15:45

【場所】道の駅なかせん前 県道256号土川中仙道路特設会場

【観覧料】無料

【問合せ】八乙女 YOSAKOI 祭実行委員会 桜秀心舞 秋山勝紀 ☎090-2999-2787

お知らせ

Information

4月6日~15日 春の全国交通安全運動

【重点項目】▶子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

▶歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 ▶自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

~ みんなで交通ルールを守ろう! 一人一人の心がけで交通事故をゼロにしよう ~

お知らせ

Information

春の火災予防運動が「火を消して 不安を消して つなぐ未来」が始まります!

4月7日から13日までの7日間、春の火災予防運動が実施されます。この運動は、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

《住宅用火災警報器の設置訪問調査協力をお願い》

火災予防運動期間中に、消防職員がご自宅を訪問し、身分証を提示したうえで住宅用火災警報器の設置状況の調査を行います。

【調査予定地域】▶角館地区:角館地域 ▶田沢湖地区:神代地域 ▶西木地区:松木内地域

仙北市では令和5年中に11件の火災が発生し、そのうち5件が住宅火災です。住宅火災から大切な命を守るため「住宅用火災警報器」を設置しましょう!

※なお、消防署の職員が住宅用火災警報器や消火器の販売をすることはありませんので、悪質な訪問販売などには十分注意してください。

【問合せ】▶角館消防署 ☎54-2302 ▶田沢湖分署 ☎43-1139 ▶西木分署 ☎48-2324



お知らせ

Information

第3回仙北市 SDGs 川柳コンクール 結果発表

応募のあったSDGs川柳は全86作品。第1次選考を突破した11作品の中から、インターネット投票(投票数66票)と審査員(市長、副市長、企画部長)による最終選考を行いました。厳正なる審査の結果、見事に入賞された作品をご紹介します。

【最優秀賞(図書カード10,000円分贈呈)】

普通じゃない? 普通の基準を 決めないで 石橋星菜さん(16歳)

《作者コメント》普通の基準は一人一人違うから、基準を決めないでほしいと思ったので、これを書きました。

【優秀賞(図書カード3,000円分贈呈)】

残り物 パパに食べさせ エスディーズ ペンネーム オデブのこどもさん(9歳)

《作者コメント》パパがいっぱい笑ってくれた。

【市長賞(図書カード2,000円分贈呈)】

生ゴミで 育てた野菜 おいしいよ ペンネーム リゅうびさん(10歳)

《作者コメント》うちは農家です。生ゴミや廃棄された野菜で堆肥を作って、それを肥料にまた野菜を作ります。

【特別賞(図書カード1,000円分贈呈)】

お下がりで 資源も想いも 好循環 佐藤ひかりさん(16歳)

《作者コメント》自分が使ったランドセルを妹にお下がりしたときの想いを表現した。資源とともに想いも大切にしたいという願いを込めた。

【次点(惜しくも受賞とはなりませんでした、評価の高かった作品)】

◆食品ロス 抑えていたら ふくやかに ペンネーム 赤べこさん(42歳)

◆変える今 その一歩だけで 変わる未来 ペンネーム キクリンさん(15歳)

◆一個でも みんなでやれば 一億個 鈴木愛子さん(18歳)

◆エコバッグ 忘れて商品 手にかかえ ペンネーム クルマニワ・アッタローネさん(44歳)

【問合せ】仙北市企画政策課 ☎43-1112

お知らせ

Information

国民年金保険料学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する方で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など

ただし、学生納付特例の期間は、将来の年金額に反映されませんので、受け取る年金額を増額するためにも、あとから納付(追納)することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も同じ学校に在学し、引き続き申請を希望する場合は、4月初めに届くハガキ形式の申請書に必要事項を記入してご返送ください。

【問合せ】仙北市国保市民課 ☎43-3316 大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

お知らせ

Information

相続登記の申請が義務化されます!

令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化され、不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をすることが義務づけられます。施行日前の相続であっても不動産登記がされているものは義務化の対象となります。

また、正当な理由なく義務に違反した場合には、10万円以下の過料が科されることがありますのでご注意ください。

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局に申請して行います。登記の手続については、法務局のホームページなどでご案内しています。

【問合せ】秋田地方法務局大曲支局 ☎0187-63-2100

コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ

コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ